



® 平成 29 年 1 月 18 日 (水)
No. 14364 1部370円 (税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆商標判例読解④⑥

「NEONERO」販売差し止め等請求事件 … (1)

☆特許庁人事異動 … (6)

商標判例読解④⑥

「NEONERO」販売差し止め等請求事件

(並行輸入に関するフレッドペリー事件の
品質管理要件が問題となった事例)

ユアサハラ法律特許事務所／商標判例研究会
弁護士・弁理士 森下 梓

裁判所：東京地方裁判所民事第46部
事件番号：平成28年（ワ）第10643号
事件名：販売差し止め等請求事件
判決日：平成28年10月20日

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



★キーポイント

本判決は、外国製ジュエリーの日本における総販売代理店である原告が、同製品を並行輸入する被告に対し販売差止を求めたところ、同製品はオーダー品であり、被告は原告を経由せずに同製品を輸入販売しているから、フレッドベリー判決の並行輸入適法性に係る3要件のうち「品質管理要件」を満たさないとして原告の請求を認容した事案である。

第1 事案の概要

本件は、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品等に係る指定商品（第14類）にかかる以下の商標

NEONERO（標準文字）
及び

PIZZO D'ORO
NEONERO

（以下「本件商標」という。）につき商標権を有する株式会社ミツムラ（以下、「原告」という。）が、株式会社ジュエリー・ミウラ（以下、「被告」という。）による以下の標章

NEONERO

（以下「被告標章」という。）が付された身飾品類（以下、「被告商品」という。）の販売が本件商標権を侵害すると主張して、被告に対し、商標法36条1項、2項に基づき被告商品の販売差止め並びに廃棄を求めた事案である。

第2 事実の概要

1 前提事実

(1) 当事者

原告は貴金属製品の製造及び卸売業を営む会社であり、被告は宝石・貴金属類の輸入、加工及び販売業を営む会社である。

(2) 原告の商標権

原告は、本件商標権を有しており、本件商標を付した身飾品類（以下「原告商品」という。）を販売している。

(3) 被告の行為

被告は、本件商標権の登録後、被告商品をイタリアのP. V. Z. srl社（以下「PVZ社」という。）から輸入し、販売している。

被告は、被告による被告商品の販売が本件商標権と同一又は類似の商標の使用に当たるとを争わず、次の3点を理由に本件商標権の侵害に当たらないと主張している。

(1) 先使用による商標の使用をする権利の存在

(2) 並行輸入による商標権侵害の違法性阻却事由該当性

(3) 商標権の行使の権利濫用該当性

第3 裁判所の判断

裁判所は、争点「(2) 並行輸入による商標権侵害の違法性阻却事由該当性」について、大要以下の通り判断した。なお、争点(1)及び争点(3)については割愛する¹。

1 (1) 原告は、平成25年3月頃から、PVZ社に対し、同社が「PIZZO D'ORO NEONERO」又は「NEONERO」のブランド（以下「本件ブランド」という。）で製造販売している身飾品の部品の型番、材質及び色、部品の組合せ方その他の仕様を指定して身飾品の製作を依頼してこれを輸入し、又はペンダントのみの製作を依頼してこれを輸入した後に金具やネックレスを付するなどした上、プライスタグを付け、独自のケースに入れた原告商品を販売していた。原告が本件ブランド名で販売する商品のうち、部品の組合せその他を原告独自の仕様としたものは約85%である。

(2) 被告は、平成26年2月頃から、PVZ社に対し、本件ブランド名で製造販売している身飾品の部品の型番のほか、材質、色、ネックレスの長さその他の仕様を指定して被告商品の製作